保護者　様

インフルエンザにおける療養報告書の提出について

群 馬 県 医 師 会
群馬県教育委員会

群馬県では、インフルエンザにかかり出席停止となった児童生徒が登校を再開する際には、医師の治癒証明書をいただいておりました。今冬におけるインフルエンザ流行期においては、新型コロナウイルス感染症対策のため、学校への提出書類を保護者が記入する「インフルエンザにおける療養報告書」に変更いたします。次回流行期以降の扱いにつきましては、改めてお知らせいたします。

なお、医師の診断により発症から５日を経過せずに登校が可能になった場合は、治癒証明書が必要となります。

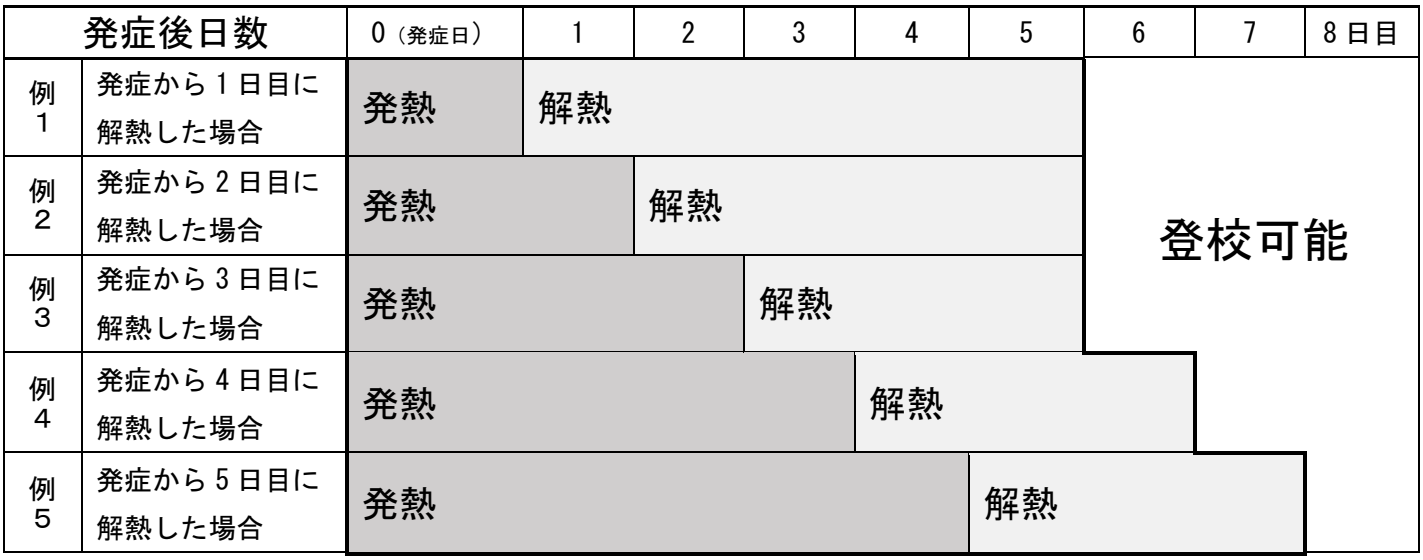
インフルエンザと診断された際の対応・手順

（１） 受診時、医師に登校可能予定日を確認
（２） 速やかに学校に報告
（３）「インフルエンザにおける療養報告書」に、医師と確認した「発症日」を記録
（４）検温を定期的に行い、「解熱した日」を確認して記録
（５）回復し、出席停止期間の基準を満たしたら、「インフルエンザにおける療養報告書」を持って登校し、学校に提出

［参考］インフルエンザの出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則第 19 条）

「発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日（幼児にあっては３日）を経過するまで」
※ 「発症した後５日」とは、発症した日（発熱等の症状が出た日）を０日とし、翌日を１日目として、その日から数えて５日を経過した日となります。
※ 「解熱した後２日（幼児にあっては３日)」とは、解熱した日を０日とし、翌日を１日目として、その日から数えて２日（幼児にあっては３日）を経過した日となります。

出席停止期間のめやす表



※「発症した後５日」、「解熱した後２日（幼児にあっては３日)」のどちらか一方のみの基準を満たした状態では登校再開とはなりません。登校再開には、両方の基準を満たす必要があります。